

呉市グリーン購入指針

平成 14年 4月 1日

会 計 課

【目的】

国等による環境物品等の調達の推進に関する法律第 10条の規定により、本市の事業活動から生じる環境への負担を減じるため、「くれエコアクションプラン」に基づき全庁的に環境物品等の調達を推進していく。

【基本方針】

1 古紙配合率の高い再生紙の購入

- (1)紙類を購入する場合は、古紙配合率 70%以上のものを購入し、コピー用紙は 100% (白色度 70%以下)とする。
- (2)報告書、ポスター、リーフレット等印刷物の作成に当たっては、再生紙を使用するとともに白色度のより低い用紙を選択する。
- (3)印刷物には、再生紙使用マーク(Rマーク)を記載し、古紙配合率及び白色度を表示する。

2 環境に優しい商品の購入と積極的利用

- (1)貸与事務服等は、リサイクル素材を使用する。
- (2)事務用品、紙製事務用品については、エコマーク、グリーンマーク等各種の環境ラベリング事業の対象製品やこれと同等のものを購入する。

3 省エネルギー製品の購入

パソコン、家電製品は、エネルギー消費効率の良いものを購入する。

4 低公害車の購入

自動車の新規購入又は買換えの際には、国が平成 14年 2月に定めた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の中の自動車の判断基準(燃費目標基準)を満たした低環境負荷型(低排出ガス車認定)自動車を購入する。

5 その他の留意事項

- (1)物品の購入等に当たっては、必要性等を考え、適正量の購入等に心がける。
- (2)物品の使用に当たっては、できる限り長期間使用を心がける。
- (3)物品の処分に当たっては、できる限り再利用及びリサイクルに心がける。